令和6年度施策評価シート（評価対象年度：令和5年度）

基本政策【分野】	誰もが生涯にわたり 安心して健やかに暮らせるまちづくり 【福祉・保健分野】	施策	07_障がい者福祉	所管部長 取りまとめ所属	保健福祉部長 障がい福祉課
施策の内容	障がい者が地域で自立した生活を送れるよう、多様なニーズに対応できる相談支援体制の充実を図るとともに、障がい者の人権が尊重され、自らの能力を発揮できるよう、特性に応じた就労や社会参加を支援します。 また、障がいに対する理解の促進や差別解消を図るため、啓発活動等に取り組みます。				
めざす姿	適切な支援の提供と社会参加の促進により、障がいのある人が、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしています。 障がいに対する理解が深まり、障がいのある人もない人も、お互いを尊重し合う、ともに生きる社会が築かれています。				
重点事業	障害者地域生活支援事業				
施策構成事業	グループホーム等運営事業費	家庭介護者支援事業費		レスパイトサービス事業費	
	障害者自立支援給付費	障害者虐待防止事業費		障害児通所支援事業費	

評価

進捗評価	概ね順調	評価の判断理由	重点事業については、実施につながらなかった取組もありますが、「伊勢原市障がい者とくらし考える協議会」を中心に、課題解決に向けた取組等を着実に進めています。施策構成事業は順調であり、成果指標の実績値は今年度の取組を土台に、次年度以降、効果が表れる見込みです。施策全体は概ね順調に進捗していると判断できます。

施策推進上の課題･環境変化	少子高齢化に伴う家族形態の変化や様々な社会的要因により、障がいのある人等からの相談内容は複雑化・多様化しており、相談件数についても年々増加していることから、相談支援専門員の更なる確保が必要です。 また、障がいの有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けるためには、地域に住む人々の障がいへの理解や正しい知識が必要であり、啓発活動や交流の場の提供等、継続的に実施することが重要です。

評価の経過	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
	概ね順調				

施策推進の方向性

方向性	継続
総評・今後の施策推進方針	施策は概ね順調に進捗しており、障がい者がより安心して地域生活を送れるよう、障がい当事者の参画を図りながら、障がい者の自立及び社会参加、地域社会における生活の支援を継続していく必要があります。 具体的には、相談支援事業以外を行う障害福祉サービス事業者に対し、相談支援事業所の開設を促していくとともに、基幹相談支援センター及び主任相談支援専門員を中心に、地域の相談支援専門員に対する指導・助言を行うなど、相談支援体制の充実・強化に取り組みます。また、医療的ケアが必要な児者については、適切な支援が受けられるよう、医療的ケア児等コーディネーターと連携し、協議会等で協議を行うなど、支援体制の構築及び事業実施に向けた準備を進めます。

成果指標

成果指標名 指標の定義	現状値	R５ 実績値	R６ 実績値	R７ 実績値	R８ 実績値	R９ 実績値	R９ 目標値(方向性)
相談支援事業所数 市内の相談支援事業所の設置数	17箇所 (R3)	17箇所					23箇所
福祉施設から一般就労への移行人数 就労支援による一般就労移行者数	20人 (R3)	25人					41人
障害者差別解消法の認知度 市民意識調査で「内容を含めて知っている」と回答した人の割合	10.3% (R4)	10.1%					↗

<table>
<tr><th colspan="4">重点事業の取組内容</th></tr>
<tr><th>事業名</th><td colspan="3">障害者地域生活支援事業</td></tr>
<tr><th>事業内容</th><td colspan="3">障がい者が安心して地域生活を送れるよう、相談支援事業所の増設や機能強化、医療的ケア支援の充実等に取り組み、障がい者の相談支援体制の強化を図ります。
また、地域で障がい者の生活を支援するために必要な障害福祉サービス利用に要する費用を支給します。</td></tr>
<tr><th rowspan="5">取組工程</th><th rowspan="2">項　目</th><th colspan="2">令和5年度</th></tr>
<tr><th>計画</th><th>実績</th></tr>
<tr><td>相談支援事業所の整備</td><td>1 箇所増設</td><td>増設なし</td></tr>
<tr><td>委託相談支援事業所の機能強化</td><td>継続実施</td><td>継続実施</td></tr>
<tr><td>医療的ケア児等コーディネーターの配置</td><td>配置</td><td>配置</td></tr>
<tr><td>医療的ケア児在宅レスパイト事業の実施</td><td>開始</td><td>未実施</td></tr>
<tr><th>令和5年度
取組内容</th><td colspan="3">● 相談支援事業以外を行う障害福祉サービス事業者に対し、相談支援事業所の開設を促しましたが、増設には至りませんでした。
● 主任相談支援専門員養成研修の受講者を県へ推薦するなど、委託相談支援事業所と機能強化に向けた調整を行いました。
● 事業者への委託により6月からコーディネーターを配置しました。また、委託先が運営する医療的ケア等支援部会において、個別避難計画モデルケースの検討や医療的ケア児者の実態把握等に取り組みました。
● 医療的ケア児在宅レスパイト事業の実施に向け、協議会等において課題整理や情報収集を行いました。令和6年度から実施予定です。</td></tr>
<tr><th colspan="4">重点事業以外の取組内容</th></tr>
<tr><th>令和5年度
主な取組内容</th><td colspan="3">●市内及び市外のグループホームの設置運営を行う者に対し、障がい者が負担すべき家賃を助成しました。
●在宅の重度障がい者の介護者に手当を支給しました。
●知的障がい児者を持つ親・家族を対象に、レスパイトサービス事業を夏期、冬期、春期に実施しました。
●障がい者の総合支援制度により、障がい児者に対し、居宅・施設サービス給付費を支給しました。
●障がい者虐待の早期発見や予防のため、講演会やパンフレット配布などの啓発活動を行いました。
●児童福祉法により、障がい児に対し、通所サービス給付費を支給しました。</td></tr>
</table>